

山口県獣医師会会報

Monthly Report of the Yamaguchi
Veterinary Medical Association

第 710 号 令和2年7月

令和2年度山口県獣医師会定時総会開催！

=新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を願って=

会長理事 田 中 尚 秋

皆様方には、本会の業務遂行に当たり、平素から特段のご支援・ご協力を賜わっておりますことに厚くお礼申し上げます。お陰様で、昨年度の諸事業は、すべて順調に推移することができました。深く感謝申し上げます。

さて、今年度の定時総会は、COPID-19（新型コロナウイルス感染症）感染防止の観点から、ご来賓の招待、功労者の表彰式等を取りやめ、大幅に規模を縮小し、去る6月14日（日）、午前10時から山口県獣医師会館（3F）において開催いたしました。当初、書面による議決（決議の省略）とすることを検討いたしましたが、諸般の事情から、やはり開催することとした次第です。長年の獣医業務に精励されたご功績により各支部から推薦を受けられ、栄えある表彰をお受けになる先生方をご来賓をはじめとした皆様の前でご披露申し上げ、祝福させていただく行方ができなかったことは誠に遺憾で、不可抗力な事態であるとはいえ心から申し訳なく思っている次第です。密閉・密集・密接の3密を避けフィジカルディスタンス（身体的距離）を保つことに留意しながら開催した今回の総会ではやむを得ない措置であったろうとご理解をいただくよりほかに手当は見つかりません。どうかお許しいただきたいと存じます。

近年、新型インフルエンザをはじめ、SARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、ジカ熱、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、Bウイルス感染症など新興・再興感染症が社会を震撼させる事態が急増しています。グローバル社会となったことによりその感染拡大もまたたく間に全世界へと広がってしまう状況です。家畜衛生の分野でも、鳥インフルエンザや口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）など枚挙にいとまがありません。中でも、一昨年9月に岐阜県で発生したCSFは、またたく間に発生が8県に拡大し豚の殺処分頭数も約16万6千頭に及びました。幸い3月12日に沖縄県で確認されたのを最後に発生が止まっております。また、東アジアを中心に蔓延したASFも、関係者の皆様の懸命のご努力により、わが国への侵入を阻止できていることは誠に幸いです。これらが発生した場合、その経済的損失は計り知れないものになることは経験済みで

あります。

今年度、SFTS対策に万全を期したいと考えていた矢先、COVID-19が拡大してしまい、ほとんどの行事を開催できなくなってしまっていることは誠に残念です。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、4月7日、首都圏などを中心に7都府県に出された緊急事態宣言は、4月16日には全国に拡大され、ようやく5月14日に本県を含む39県での解除に続き、25日にはすべての都道府県で解除されました。これで回復に向けて弾みがつくかと期待していましたら、北九州市、東京等で再び蔓延するきざしを見せ、当該地域では、再度自粛要請が出される事態となったところであります。現在でもまだ毎日、感染者が確認されており、予断を許さない状況で、今後も第2波、第3波に備えて、さらに気を引き締めて対処していかなければならないと思っているところです。

このような状況を受け、既に本年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神戸）並びに中国地区獣医学術学会・獣医師大会（岡山県獣医師会担当）は中止が決定されていましたが、本会でも6月11日（木）に学会運営委員会を開催し、全会一致で山口県獣医学術の中止が決定されました。学術団体を標榜している本会が、学会を開催できない、参加できないということは誠に残念で痛恨の極みでございますが、今年度はやむを得ない措置であると受け止めています。COPID-19の1日も早い収束に向けて、ひとり一人が先ずは最大限の努力を傾注していくことにより、必ず終息する日が来る信じ、これ以上の感染爆発が起ることのないよう頑張ってまいりましょう！

緊急事態宣言下でも、医師をはじめ医療関係の皆様、物資の輸送・配達等に従事されている皆様方は、自らの感染のリスクを抱えながらも休むことなく業務に専念されていました。その献身的なご尽力に対して、心から敬意を表するものでございます。一方、獣医師も、直接の診療対象は動物ではありますが、そのような状況下にあっても、獣医師法に基づき「応召の義務」を果たさなければなりません。このことについては、日本獣医師会から4月3日付で「都市封鎖等の措置が発動された場合における小

動物診療施設等の対応について」や5月1日付けで「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」などが発出され、獣医療スタッフや動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するため推奨される対応方策等が提示されています。その後の関連情報を含め、本会のホームページ（会員専用バナー）や日本獣医師会のホームページに掲載されていますので、ご参考にしていただければ幸いです。

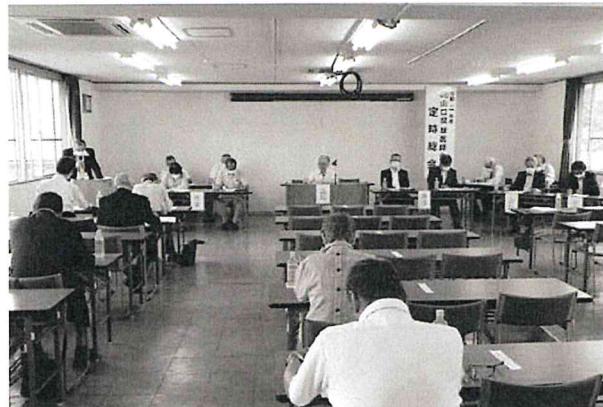
昨今、COVID-19については、小動物診療現場において懸念される知見も報告されています。中国や欧米における臨床データによれば、人から犬、猫及び動物園の虎への感染例が報告されていますが、現時点では動物から人への感染の報告はありません。動物の感染実験では、犬、豚、鶏、アヒルは感受性が低かったが、猫とフェレットは高く、猫から猫へも感染したことなどが報告されています。

人類と細菌・ウイルス等、病原体との戦いは、終わりをみることはありません。過去の事例をみても明らかなように、ペストやスペイン風邪、アジア風邪などのように数十年ごとに世界的大流行（パンデミック）を引き起こし、中には、そのことにより国や都市の壊滅も起きています。そのような過去の歴史や今回の経験に学び、将来におけるパンデミックの再発を阻止するため、人類の英知が結集されることを望むばかりです（人類同士が争っている場合ではないでしょう！と申し上げたいところです）。

まずは、このような状況下ながら、例年より少数ではありましたまが、会員の皆様にご出席いただき総会を開催できたことは誠にありがたく、心から御礼申し上げます。今年度事業は縮小せざるを得ませんが、引き続き検討、努力してまいりますので、ご支援・ご協力・ご鞭撻を賜りますようどうぞよろしくお願ひいたします。



会長挨拶



総会風景

定時総会概要報告

常務理事 福島和彦

去る6月14日（日）、午前10時から山口県獣医師会館（3F）において今年度の定時総会が開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため従前とは異なり、規模を大幅に縮小しての開催としました。そのため、来賓への案内も取りやめ、山口県獣医師会会長による功労者への表彰式も取りやめることとなりました。

なお、各支部から推薦のあった功労者は、次の5名の先生方であり、後日、事務局から表彰状と記念品をお渡ししました。

白永伸行（徳山支部） 荒川秀彦（山口支部）
未永明典（長北支部） 徳重克彦（県庁支部）
白銀政利（県庁支部） （敬称略）

まず、始めに2019年度の物故者4名（御手洗守正、原田宜彦、山見智盟、角田英人）の先生方の黙祷を行った後、田中会長理事から挨拶があり

議案審議に移りました。

1 開催日時

令和2年6月14日（日）10：00～10：45

2 開催場所

山口県獣医師会館（3F）

3 出席会員数

総会時会員390名中276名（うち当日出席者29名、委任状提出者247名。理事12名中11名、監事2名（全員出席）を含む。）

小職から定款第17条の規定に基づく定足数を満たしており、本総会が成立する旨を報告し開会となりました。

4 議事

第1号議案 2019年度事業報告の件（報告事項）

第2号議案 2019年度決算の件（承認事項）

第3号議案 令和2年度事業計画書の件
（報告事項）

第4号議案 令和2年度収支予算書並びに資金調

達及び設備投資の見込みに関する書類の件（報告事項）
第5号議案 令和2年度会費の額及び徴収方法の件（承認事項）
 その他

5 議長の選出並びに議事録署名人の選任

議長の選出に当たり、事務局からの推薦について「異議なし」の声があり、中間 實徳氏（山口支部）を議長に選出しました。

中間議長は、議事進行について協力を求め定款第18条第2項に規定される議事録署名人について、議長のほか出席理事から2名を選任し、被選任者は即時これを了承しました。続いて書記2名を指名し、当該人らはこれを了承しました。なお、議事録作成者は、小職とされました。

議長

議事録署名人 理事 田中 尚秋

議事録署名人 理事 中村 滋

書記 会員 藤原 宣義

理事 福島 和彦

（議事録作成者 福島 和彦）

6 議案の審議経過

議長により次のとおり議案審議が進められ、議長は各議案について執行部からの説明を求められました。

第1号議案 2019年度事業報告の件（報告事項）

第1号議案について議長は執行部に報告及び説明を求めました。執行部として小職から、まず重点実施事項について概略説明し、2019年度事業について、会員等の動き、各種会議等の開催状況、事務の推進状況、学会の開催・参加状況等、事業概要について総会資料に基づき、その他の事業の実施状況についてもそれぞれを説明しました。これに対し議長が質疑・意見等の有無を諮ったところ、皆無で、異議なく全会一致で了承されました。

第2号議案 2019年度決算の件（承認事項）

第2号議案について議長は報告及び説明を求められました。小職から2019年度決算について貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記並びに財産目録の各計算書類等を参照しながら概要説明を行いました。特に貸借対照表では、昨年の同時期の資産状況の比較説明を行い、著しい増減が無かった旨を説明しました。また、正味財産増減計算書では、経常収益、経常費用について、昨年度と比較し特に増減幅が大きかったものを中心に、その理由等を説明しました。経常収益計25,433,396円、経常費用計24,716,022円となり、そのうち公益目的事業に係る経常費用計は16,338,511円となることを説明し、苦しい運営状況は変わらない旨を報告しております。併せて、公益目的事業比率が約66.1%となることを説明し、公益目的事業（公1、公2）における当期経常増減額はいずれもマイナスとなり、収支相償もクリ

アできしたこと、さらに、遊休財産額は保有制限を満たしており、公益法人としての認定基準である3要件をすべて満たしていることを説明しました。以上の説明に続き議長は、監事に監査報告を求められました。

《監査報告》

監事を代表して水原監事から、令和2年5月12日（火）、山口県獣医師会館において、会長から提出された2019年度事業及び会計について監事2名で監査を行った結果、事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認められ、また、理事の職務の執行に関する不正の行為、法令等に違反する重大な事実は認められなかったこと、さらに、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認められたことの監査報告がありました。議長は、本議案に対し質疑、意見の有無を諮ったところ、特に質疑はなく挙手により全会一致で決議されました。

第3号議案 令和2年度事業計画の件（報告事項）及び第4号議案 令和2年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類の件（報告事項）

議長は、第3号議案及び第4号議案は関連議案として一括上程することとし説明を求められました。小職から令和2年度事業計画として公益目的事業の適正かつ着実な進展を図っていくことを基本方針として、それぞれの諸事業を積極的に実施していく予定であることを報告しました。特に、本年5月に人の狂犬病の発生や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）及び新型コロナウイルス（COVID-19）など人と動物の共通感染症対策に特に留意していく必要があり医師会との連携協力の推進・深化を図ること、マイクロチップの普及啓発を図ること、自然災害の常態化と激甚化に対するリスク管理の必要性と動物愛護、福祉など公益目的事業1及び2、その他（狂犬病対策）について説明を行いました。

公1 「獣医学術・獣医療技術の向上普及、人材育成、畜産振興支援及び公衆衛生向上等事業」について

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会、並びに各地区的獣医学術地区学会及び獣医師大会が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、既に中止となり、令和2年6月11日（木）に開催された学会運営委員会において、令和2年度の山口県獣医学術学会も中止が決定された事（後述、事務局からのお知らせを参照）を説明しました。そのため、第47号山口獣医学雑誌の発刊に伴う投稿を会員に依頼しました。また、各部門分野別研修会・講習会等は、令和2年7月2日（木）に開催が予定されている三部会委員会で検討される旨を

説明しました。

また、家畜衛生、畜産振興支援等を図る事業では、主に畜産共進会選奨・畜産関係技術研修会等への参加などが中心となること等を説明し、公衆衛生の向上・普及啓発等を図る事業については、動物由来感染症等の防止及び食の安心・安全の確保対策を始め、狂犬病予防対策の推進・普及啓発、食中毒予防対策、一般社団法人山口県医師会との学術交流推進等を図る予定であることなどを説明しました。

公2 「動物の愛護・保護・救護等支援事業」について

当該事業についても例年どおり実施予定であり、特にマイクロチップの普及啓発について傾注する旨を説明しました。

第4号議案の令和2年度収支予算等については、特別会費単価の改訂により経常収益の増額により経常収益計27,239,000円の見込みとなることを説明しました。一方、経常費用については、25,771,000円を計画し、当期経常増減額は、1,468,000円となり、このうち、会館取得資金（約130万円）、災害時動物救護準備資金（10万円）の振替を行う旨、また、資金調達及び設備投資の見込みについては、予定がないことを説明しました。

その他

今後の狂犬病予防対策として、新聞等のメディア活用の提案が玖珂支部長からあり、今後、理事会において協議を行い、行政にも協力を仰ぎながら推進したい旨を説明しました。

議長は、本議案に対し質疑、意見の有無を諮ったが特に質疑はなく、第3号議案及び第4号議案は、全員異議なく了承されました。

第5号議案 令和2年度会費の額及び徴収方法の件（承認事項）

続いて議長は第5号議案について説明を求められました。小職から一般会費、入会費の額について

ては、昨年度と同額であり、徴収方法について、一般会費は令和2年7月31日（金）まで、入会費については入会後速やかに、その他は、特別会費は350円/頭とし、集合注射については、令和2年7月31日（金）、個別注射については、第1期（4月～9月）は令和2年10月末日、第2期（10月～3月）は、令和3年3月末日までとなっている旨を説明しました。議長は、これに対し質疑・意見等の有無を諮ったが、異議なく、挙手により全会一致で決議されました。

その他

議長は、「その他」の議案等の有無を諮り、皆無であることを確認した後、すべての議事が終了したことを告げ、議事が円滑に終了したことへの謝辞を述べた後、議長退任の挨拶が行われました。

7 閉 会

中越一郎副会長理事から、議長への議事進行に対する謝辞、各議事についての慎重審議に対する会員各位への謝辞に続き、令和2年度定時総会の閉会が告げられました。

なお、総会終了後に「委任状」の在り方の質問がありました。「委任状」の委任先を出席者が確実な役職名や氏名の記載を従前からお願いしております。今回の総会案内においても、「委任先は獣医師会三役を初め出席が確実な会員の氏名の記載をお願いします。」と記載したことに疑惑がありましたことも報告します。委任状に「議長」と書かれる事例がありますが、委任状を提出される時点では、議長の特定は当然できませんし、更には、総会の議長は、公平中立の立場から議事運営に当たることが期待され、法律上も（法人法54条）議事整理権をもっています。このような立場にある議長が会員の代理人として採決に加わることは問題があります。そのため、「議長」と書かれた場合の委任状は無効となりますことも、この場をお借りして再度、お伝えします。

事務局からのお知らせ

会報送付について

経費節減のため、県外の獣医師会等については、送付を取りやめ、本会のホームページの閲覧をお願いしております。

今回、ホームページの仕様については、スマートホンにも対応できるようにしておりますことから、8月号以降の会報については、送付を原則中止させていただきたいと思っております。

ホームページへの掲載を行うことで、本会、会員の皆様にも ①送付経費の節減 ②情報の早期伝達 ③掲載写真のカラー化 ④文字の機械的な拡大が可能 ⑤PDFのため、奇数ページでも掲載が可能などのメリットが得られるものと思います。

但し、閲覧のための装置等の整備が必要、あるいは、どうしても紙ベースが必要という方については、事務局で印刷し従前の様に紙ベースでお送りしますので、令和2年7月31日（金）までに事務局までお申し出ください。ご理解、ご協力方よろしく、お願ひします。

リレー隨筆

がんばれ高校生！

この度、山口県獣医師会に入会させて頂きました、長門市のあくあ動物病院の相津絢子です。山口大学の先輩で、卒業後もお世話になっている弘中健人先生からバトンを受け取りました。私は山口大学を卒業後、広島市の動物病院に3年3ヶ月勤務させていただき、昨年12月に夫婦であくあ動物病院を開院いたしました。今後とも宜しくお願い致します。

今年に入り、新型コロナウイルスにより世界中の人々の生活が脅かされています。社会生活の様々な面に影響が出ていますが、インターハイ・夏の甲子園、コンクールの中止には個人的にとてもショックを受けました。

10年以上前にはなりますが、私も高校時代はインターハイ出場を目指し、バレーボールの練習に打ち込んでいました。親元を離れて強豪校の寮に入り、平日は朝7時からの朝練と、夜7時までの放課後練習、土日祝は県外遠征、お盆はなく、お正月は1日のみ休みで2日から初練習といった具合に練習に励みました。試合に向けて気持ちが昂ったり、結果が出ず落ち込んだり、仲間と喜んだり、時にはぶつかったり、今思い返しても毎日がキラキラした大切な時間だったと思います。

社会に出て家庭を持ち、当時よりも身に染みて思うのは、支えてくれた大人の存在のありがたさです。休みなく練習ができたのは、監督が休みなく指導してくださったからでした。卒業後聞いた話ですが、奥さんが怒って家に入ってくれず、車で夜を明かしたことか何度もあったとか。わが子よりよその子の方が大切なのかと大喧嘩になったそうです。（主人が同じ生活をしていたら正直私も怒ると思います。）両親も仕事をしながら、私の夢に全力で協力してくれました。なかなか帰省はできなかたけれど、週末は毎週のように遠征先に応援に来てくれました。3年生の最後の試合が終わった後、「絢子のおかげで6年間（中学も含め）バレーが堪能できて楽しかった、ありがとう」と言わされたときは、感謝の思いで涙が止ま

長北支部 相 津 純 子
(あくあ動物病院)



最前列の右端が私です。

りませんでした。

この度、3年生にとって最後の大会が中止になり、それを目標に頑張ってきた高校生、指導者の方々や親御さんの心情を思うと、胸が苦しくなりました。最近になり、これらの試合の代替大会を開催する発表が多くの自治体でされ、山口県でも「やまぐち高校生2020メモリアルカップ」の開催が決まりました。その先の全国大会の開催は難しいかもしれません、完全な形でなくとも、彼らがやってきたことを発揮する場が、目標とする大会ができる、少しホッとしています。それでも実力外のところで制限があり、悔しい思いをする方も多いと思います。当時の私がそうであったように、大会の結果は目標であり、重要なことだとは思いますが、今少し時間が経って、懐かしく思い出したり、生活の励みになったりするのは、目標に向かって頑張った毎日の生活や、監督や両親、仲間の言葉だったりします。彼らが高校生活に納得し、周囲への感謝の気持ちを忘れず、それを糧に新しい目標や生活に向かえることを、当たり前だった平穀な日常が少しでも早く戻ることを願っています。

次回は優秀で頼りになる同級生、山口大学臨床病理学研究室の伊賀瀬雅也先生にお願いします！

事務局からのお知らせ

令和2年度 山口県獣医学会中止のお知らせ

令和2年6月11日（木）に開催した学会運営委員会において、令和2年度山口県獣学会の開催の是非について、協議・検討を行った結果、他の中国4県と同様に中止決定となりました。

つきましては、県学会発表予定課題については、山口獣医学雑誌第47号への投稿を是非とも、お願いします。

事務局からのお知らせ

常務理事 福島和彦

狂犬病関連情報

既に、国内において「人の狂犬病（輸入感染症例）」の発生については、会員専用バーナーでお知らせしておりますが、改めて会報上でお知らせするとともに、本症例の患者（30代・外国籍・男性）が令和2年6月13日に亡くなられましたことをお知らせします。

お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

豊橋市からの報道発表資料からの抜粋

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）について

令和2年5月19日、豊橋市内の医療機関から豊橋市保健所に狂犬病疑いの報告があり、国立感染症研究所へ遺伝子検査を依頼したところ、5月22日に狂犬病ウイルス陽性であると連絡がありました。経過や遺伝子解析の結果から、フィリピンで感染したと推定されます。

昭和32年（1957年）以降、日本国内で感染した狂犬病患者の発生はなく、輸入感染症としては、平成18年（2006年）のフィリピンからの帰国後に発症した事例が確認されています。

1 患者概要

居住地：豊橋市街 主症状：疼痛、不穏、発熱、恐水発作、異常興奮

咬傷歴：令和元年9月頃（フィリピンにて、左足首を犬に咬まれるも受診なし）

2 経過

2月14日（金）フィリピンから来日

5月11日（月）足首に痛みあり

5月13日（水）恐水症状、食欲不振、腰痛あり

5月18日（月）知人が自動車で自宅に迎えに行き、豊橋市内の医療機関を受診。ICUへ入院

5月19日（火）検体採取し、国立感染症研究所へ検査を依頼

5月22日（金）国立感染症研究所から「PCR検査の結果、狂犬病ウイルス遺伝子が検出された。また、塩基配列を決定した結果、フィリピンで流行しているウイルス配列と非常に高い相同性をしめした」と連絡を受取。豊橋市内医療機関の医師から感染症発生届受理

3 感染経路

フィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより、狂犬病に感染したと推定。（本人周辺の方からの聞き取りでは、入国後に動物との接触歴はなし）

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

令和2年6月11日付健感発0611第1号により厚生労働省健康局結核感染症課長から、下記内容のとおり通知（抜粋しております）がありましたのでお知らせします。本内容は、既にホームページ会員専用バーナーにも掲載しておりますが、改めて会報上で会員の皆様にお知らせすると共に、県内の一部の市町においては、新型コロナウイルス感染症の防止対策の一環として集合注射を延期した地区もあります。つきましては、市町の担当部局と協議され、実施日等が決まりましたら、傷害保険加入の必要性から事務局へご一報ください。

1 改正の概要

令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項又は第2項において規定する期間内に狂犬病予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととした。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第2項の規定中第11条第2項に係る部分は、令和2年3月8日から適用する。

3 留意事項

（1）本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種事態を不要とするものではないこと。

（2）犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けるよう指導すること。

（注）狂犬病予防法施行規則第11条の抜粋

第十一条（予防注射の時期）

生後九十一日以上の犬（次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後九十一日以上の犬であつて、三月二日（一月一日から五月三十一日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

会報編集委員会の開催報告

常務理事 福島 和彦

去る令和2年6月22日（月）、午後1時30分から当会館2F会議室において、標記編集委員会が開催されました。今回の会議は、前編集委員の任期満了に伴う新規（任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日）の編集責任者や常任編集委員の選出、原稿の担当月を決めるなどを主な議題としたものでした。多忙な中、新編集委員9人と会長理事と小職の合計11名での会議となりました。

今回の会議で、編集責任者を引き続き上田晋平先生

（防府支部）にお願いし、常任編集委員には、大石大樹先生（玖珂支部）、鹿島貴朗先生（山口支部）、鶴田裕哉先生（美祢支部）、吉村大一郎先生（下関支部）と小職の5名が務めることとなりました。

編集責任者、常任編集委員の方々には、月1回の編集委員会に参加しレイアウト編集、校正作業をお願いすることとなります。

会員の皆様も、更に一層より良い会報とするために積極的な投稿を始め、ご協力頂きますようお願いします。

会報編集委員原稿担当月（任期：令和2年6月～令和4年5月）

支部名	氏名	所属等	担当月		
玖珂	○大石 大樹	柳井農林水産事務所畜産部 (東部家畜保健衛生所)	—	2	R4. 1
熊毛	菅原 淳也	菅原獣医科医院	—	3	2
徳山	三谷 藍	三谷獣医科病院	—	4	3
防府	○上田 晋平	みどりペットクリニック	—	5	4
山口	○鹿島 貴朗	山口農林水産事務所畜産部 (中部家畜保健衛生所)	R2. 7	6	5
美祢	○鶴田 祐哉	農林総合技術センター 畜産技術部 育成業務課	8	7	6
宇部厚狭	羽迫 広人	ことのは動物病院	9	8	—

支部名	氏名	所属等	担当月		
長北	笠井 亨浩	萩農林水産事務所畜産部 (北部家畜保健衛生所)	10	9	—
豊浦	坂田 芳則	下関農林事務所畜産部 (西部家畜保健衛生所)	11	10	—
下関	○吉村大一郎	よしむら動物病院	12	11	—
県庁	山下 太郎	山口県農林水産部畜産振興課 (衛生・飼料班)	随時	随時	—
山大	上林 聰之	山口大学共同獣医学部	R3. 1	12	—
(事務局)	○福島 和彦	(公社) 山口県獣医師会	全月	全月	—

○編集責任者 ○常任編集委員 (敬称略)



編集委員の皆さん：前列左から山下委員、鶴田常任編集委員、田中会長、上田編集責任者、吉村常任編集委員、後列左から坂田委員、羽迫委員、三谷委員、笠井委員、上林委員、小職

お願い

会報原稿を募集します。
どなたでもふるってご応募お願いします。

会報原稿募集

- 1 原稿
横書き、25字×50行（1,250字）程度
写真を添えて頂ければ幸甚です。
- 2 原稿の締め切り
編集委員会の2日前程度を目安にお願いします。

- 3 原稿の送付方法
事務局までメール（yama-vet@abeam.ocn.ne.jp）
でお送りください。
メールで送れない場合は、郵送、FAXでもお受けします。

そうだ星を見に、いこう

山口支部 鹿島貴朗
(山口農林水産事務所 畜産部)

今回、小海線を走る観光列車「HIGH RAIL 星空」で星を見に行きましたので、それについて書こうと思います。

小海線は、山梨県北杜市的小淵沢駅と長野県小諸市の小諸駅を結ぶ、JRの地方交通線です。八ヶ岳高原線の愛称で親しまれ、日本の鉄道（普通鉄道）の中で最も高所を走る路線です。一日一往復、快速列車の「HIGH RAIL 1375」が運行され、金曜日と土日祝日等に一本のみ、「HIGH RAIL 星空」として小淵沢駅から小諸駅まで運行されます。

「HIGH RAIL 星空」は、野辺山駅（標高1345M、日本一）近くの公園で、星空案内人の説明を聞きながら星空観察会を行う観光列車です。列車は2両編成で、2号車には、小さなプラネタリウム（後述）と、天体観測に因んだ書籍が閲覧できるスペースがあり、1号車には、軽食とお土産が購入できる売店があります。車内でしか購入できないものもありますので、乗車された際は、是非覗いてみてください。また、列車は全席指定の快速列車です。特急券は必要ありませんが、座席指定券（大人840円）が必要ですので、あらかじめ予約しておきましょう（昨年からネット予約もできるようです）。座席のバリエーションが様々で、旅行人数等に合わせて選べます。予約する際は、どういった席があるのか事前に調べておくことをおすすめします。

列車は小淵沢駅を18時17分に出発します。アテンダントに座席指定券を見せて乗車すると、すぐ横に計4回上演されるプラネタリウム（無料）の鑑賞券が置いてあります。メインである星空観察会が始まる前にはすべての上演が終わりますので、どの時間で見ても問題ありません。星空観察会の予習としてどうぞ。

野辺山駅に到着すると、改札を出て近くの公園に移動します。そこで星空案内人（元・国立天文台職員）による星や星座の話を聞きながら星空を眺めま



日頃の行いは悪くなかったようです（晴天でした）

す。行政の協力の基、時間に合わせて周囲の街灯が消されていますので、天気が良ければ綺麗な星空が眺められます。この日のために普段から徳を積んでおきましょう。

星空観察会が終った後は車内に戻り、随時記念撮影を行いながら、終点を目指していきます。途中、北陸新幹線と連絡する佐久平駅に停車しますので、そこから東京又は長野へ戻ることも可能です（東京へその日の内に帰れることも見逃せないポイント）。ちなみに、佐久平駅の小海線ホームは、新幹線ホームの上に位置する珍しい構造で、タイミングが良ければ新幹線がすぐ下を走り抜けるという、ちょっとした見どころの1つでもあります。

実際に乗車した感想。やはり近くに天文台が設置されるほど、普段よりよく星が見えます。汚れ切った心（？）も綺麗に洗われるようでした。ただし、視力によっては、説明を受けても見えない星があり、なにより見える星の数が圧倒的に違います。この時だけは視力が落ちていることを後悔しました…。

現在は新型コロナウイルスの影響で、6月一杯は運休となっていますが、7月4日（土）から運行を再開するようですが、世間が落ち着いた頃に、是非乗車を検討してみてはいかがでしょうか。

事務局だより

6月1日	・総会用務	山口市（県庁・山口大学）
6月9日	・学事文書課協議	山口市（県庁）
6月11日	・学会運営委員会	山口市（県獣会館）
6月11日	・獣医学雑誌編集委員会	山口市（県獣会館）
6月12日	・獣医学生修学資金貸付選考委員会	山口市（県庁）
6月14日	・令和2年度定時総会	山口市（県獣会館）
6月22日	・会報編集委員会	山口市（県獣会館）

6月22日	・電子申請（事業報告）処理	山口市（県獣会館）
6月23日	・リモート会議研修	山口市（県獣会館）
6月25・26日	・職員研修	広島市（RCC文化センター）
6月25日	・（公社）山口県畜産振興協会総会	山口市（JAビル）
6月29日	・防災研修打合せ	山口市（県庁）
6月11日、23日	・事業推進会議	

次回編集委員会 7月27日（月）13:30～

山 口 県 獣 医 師 会 会 報 第710号 令和2年7月10日（毎月1回発行）

発行所 (公社)山口県獣医師会(〒754-0002 山口県山口市小郡下郷1080-3)
電話 (083) 972-1174 FAX (083) 972-1554
e-mail:yama-vet@abeam.ocn.ne.jp
<http://www.yamaguchi-vet.or.jp>

編集責任者 上田晋平
発行責任者 田中尚秋
印 刷 コロニー印刷